

粕江町広報

第104号 発行 昭和43年11月1日 粕江町役場 (480) 1181 (代)

昭和43年10月1日現在(推計人口)			
	本月	前月比	
人	男	28,172	168増
	女	26,847	121増
	計	55,019	289増
	世帯数	18,827	125増

粕江町役場(夜間専用)
電話(480)1188
粕江町水道課事務所
電話(480)0201
粕江消防署
電話(489)0119

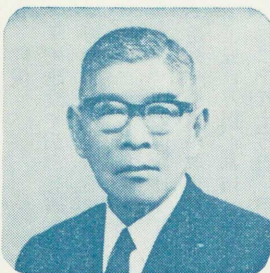
住みよい町づくりへ

公共施設整備を重点的に

町長所信表明

町議会第3回
定例会

さる九月二十四日から町議会第三回定例会が開かれました。その町議会に当り、町長は、最近の人口の急増に対処するために公共施設整備を重点的に推進するとともに、町の発展と住民の福祉向上に努め、できるだけ住民の要望を適格にはあくして『住みよい町づくり』に努力したい旨町政に対する所信を表明されました。その概要は次のとおりです。



限り、既設の校舎の増改築あるいは新しい学校の増設等義務教育のための場を整備、拡充することが一日もゆるがせにすることができない義務的事業であると考えます。

福祉施設の整備と老人・児童の安全施設と災害共済

第二は社会福祉施設の整備です。町民福祉の直接の施策としてできる限り整備する必要があります。町では、昭和四十二年、昭和四十三年において町立の保育所を二か所新設し、措置児の保育を積極的に行なうよう配慮しています。が、教育施設と同様に人口急増に追いつかない実情にあります。

今の粕江町は人口急増に対処するため、諸施設の整備がもつとも急務となつています。昭和四十年国勢調査のときの人口が約四万人でしたが、あれからわずか二年半で五万四千人を越えています。人口密度の高いことは、都下の町はおろか、市に比べて上位にあります。そしてこのような増えは今後まだ続くものと思われまふ。人口急増に対処する施設の整備は、これまで数年来実施してきましたが、これからの重点事項としてとりあげなければなりません。

本年は、既決予算の執行に全力をつくし、昭和四十四年度の当初予算にわたしの考え方をできる限り反映していきたいと考えています。

教育施設の整備拡充

第一は、教育施設の整備拡充です。これまでも毎年学校の校舎の建築が行なわれてきましたが、人口の増加の続く

都市的施設整備を

道路、下水道、し尿処理場、ごみ処理場等の都市的施設の整備については、すでに町民から強く要望されています。一般道路の改修整備は毎年予算の許す限り優先的に実施しています。

ごみ処理場については、多摩川衛生組合において増設しているため、満足すべきではないとして一応の手当をされていると考えます。

下水道については、ようやくその方向が明らかになった段階で、今後公共下水道としての計画、作業が相当な期間とばう大な経費とを必要とします。しかしながらこの事業は将来に残る町づくりの根本となるので、困難を克服して計画、実施に移さなければならぬと考えており、このためには広域的な処理のための協力と推進が必要と考えています。

し尿処理場については、都下の町で施設をもたないのは粕江町のみ一町あるのみです。しかしながら現状では、町内に施設を設置することは不可能で、前町長のときから町一体となって組合に加入するよう運動中ですが、まだ朗

11月26日～12月2日

秋の全国火災予防運動

報を申し上げられないのまことに残念です。関係の自治体に対して今後ともお願いして、早急に組合に加入させてもらうよう努力していきたいと考えています。なお、わたくしは下水道、し尿処理場の事業を完成にみちびくことは従来から町の方針をうけつぐ最大のものと確信しています。

これまで申し上げた各施設の整備にはいづれも極めて多額の経費を必要とします。限られた町の一般財源のみでこれを整備することはできるものではありません。国や都府の施策の影響によるものであるとの見地から、これらの事業に要する財源の確保を、あら

ゆる手段、方法により、またはあらゆる機会をとらえて、国なり都なりに要求すべきは要求し、お願いすべきはお願いして行くと考えています。

市制施行について

市制については、町民の中には賛否両論あると思います。が、いずれにしても住民福祉につながることはとるべきであると思います。この問題も住民の声をじゅうぶんにあくして、市制を施行した場合、これにより従来の検針日も若干変わりますのでよろしくご協力をお願いします。

水道検針を民人に委託

水道使用者の増加に伴い、従来の検針方法では業務に支障をきたすおそれがありますので、次のとおり一部の団地地域の水道使用量の検針を民間人に委託検針を行ないますので、お知らせします。これにより従来の検針日も若干変わりますのでよろしくご協力をお願いします。

一 委託検針地域
多摩川団地、都営粕江団地
委託者の住所、氏名
調布市小島町一〇〇四番地
亀沢保男(五十五歳)
なお、委託者は、水道課

検針日も変わる

発行の身分証明書を携帯しています。

二 検針日の変更地域
多摩川団地、都営粕江団地は、従来の検針日より約十日早くなります。

粕江町全地域(多摩川団地、都営粕江団地を除く)は、従来の検針日より約三日早くなります。

三 委託検針の実施時期
多摩川団地 十、十一月分
都営粕江団地 十一、十二月分

暖房器具の使用

火の始末に万全を

……ことしも全国的に秋の火災予防運動が行なわれます。暖房器具……の使用はもちろん、火を使ったあとの始末にじゅうぶんな注意……して、みんなのまわりから火災を防ぐようつとめてください。……

これから冬にかけては暖房器具をはじめ、火を使うことが多くなり、空気もだんだん乾燥して、火災がひんぱんに発生します。

わたくしたちは、火災でという生命や財産を失うことのないよう、ふだんから火の取り扱いや万一火災がおきたら、少しでも損害を小さくするための設備や、対策を講じておく必要があります。

この点から、ことしの秋の全国火災予防運動では、わたくしたちの生活の中で、火災予防のために習慣づけておかなければならぬもの、また家の中で防火的に改善するもの、さらに火災のときの防火体制などを重点としてこの運動をおすすめます。

火をいける生活では、火をいろいろな方法で利用していますが、この使い方をあやまると、事故や火災をおこします。

安全な使い方は、子どものうちからしつけておかなければならない問題ですが、火災をおこさないために、次のよ

家庭の中に防火のくふう

火災から生命と財産を守るために、火を使う場所を防火的に改善したり、避難のための簡単な器材などを用意しておきましょう。

ア、火を使う場所を燃えないようにする。

イ、火災を早く見つける器具を取り付ける。(たとえば非常火災警報器)

ウ、すぐ逃げられるように、簡単な避難の器材を用意する。

家庭と町に防火の体制

火災を小さいうちに消すために、家族や近所の人たちみんなで協力して消火できるような体制を話し合っておきましょう。

町議会
第三回定例会

昭和四十二年度決算が認定

昭和四十二年度の決算が十月七日町議会第三回定例会で認定されました。これによると一般会計では歳入決算額が九億四千二百二十八万三千五百五十六円に対し歳出決算額が九億七千七百九千四百七十二円となり、学校の施設や増築が歳出の半分近くを占めています。特別会計では国民健康保険事業の歳入決算額が九千四百六十八万八千八百八十八円に対し歳出決算額が八千八百五十五万八千三百十円で保険給付が大半となっています。また、農業共済事業の歳入決算額は九十一万八千五百四十円に対し歳出決算額が六十六万二千一百一十円となっています。水道事業会計は企業会計になっており、営業収支では収入額八千五百二十五万九千三百五十二円に対し支出額は七千七百九十七万一千八百十九円で差引七百二十八万七千五百三十三円の純利益を計上できました。しかし収入額には一般会計からの補助金が含まれていますので、実質的には赤字経営となっています。

一般会計

昭和四十二年度江町一般会計の決算額は表のとおりですが、おもな内容は次のとおりです。

町税が収入の五一%

歳入
一 町税
収入額は四億七千九百七十一万一千円で、歳入総額の五一%と収入の大半を占めています。

二 地方交付税
前年度は不交付でしたが、今年度は、普通交付税が一億七千四百七十七万二千円、特別交付税が九百五十五万六千円交付されました。

三 使用料及び手数料
おもな収入は清掃手数料や各種の証明手数料で、一千五百七十五万一千円となりました。

四 国・都支出金
学校建設の補助金が四千二百二十九万、都市計画事業の補助金が一千九十二万と東京都町村振興交付金が二千五百三十四万四千円、その他をあわせて、一億

百八十六万三千円となりました。五 繰越金
前年度からの繰越金は、二千二百四十万四千円となっています。

六 町債
学校建設や都市計画事業などのための借入金金は歳入総額の二九・五%を占めています。この内訳は、学校の建築や用地の取得に二億五千五百万円、都市計画事業に二千五百万円、消防自動車に二百五十万円、消防自動車の購入に二百五十万円となっています。

七 積立金
年度間の財源の調整を図り町の財政を健全に運営するために二千二百万円を財政調整基金に積み立てました。

八 その他
繰越金や扶助費、失業対策事業費などで二千七百九十九万円を支出しています。

学校の新築・増築など
四六%占める

歳出
一 普通建設事業費
総額は四億一千七百三十万六千円で、歳出総額に占める割合は四六%となり、前年度と同様歳出の半数近くを占めています。

これは人口急増による児童数の増加のために学校の施設や増築をしたことが大きな原因となっています。

二 社会福祉費
学校建設や都市計画事業などのための借入金の返済に要したもので、三千五百六十九万三千円を支出しています。

三 維持補修費

国民健康保険特別会計

昭和四十二年度江町国民健康保険特別会計の決算額は次のとおりです。

保険税が事業財源に

歳入
一 国民健康保険税
保険税は国保事業運営の大きな財源となっています。

二 国庫支出金
国庫支出金は歳入総額の五・二%を占め国保事業の大きな財源となっています。

三 都支出金
歳入総額の二・二%で、国庫支出金同様補助金として二百七十八万八千円が交付されました。

四 繰入金
国保会計の運営が困難なため歳入総額の二・四%にあたる九百八十七万円を一般会計から繰入れました。

五 繰越金
前年度からの繰越金は、三百三十四万五千円となっています。

六 その他
督促手数料、延滞金、預金利子等で四十八万三千円の収入となりました。

歳入
総額941,283,156円

歳出
総額907,790,472円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

歳入
総額94,688,608円

歳出
総額88,150,830円

窓口申請手続きご案内 (その二)

今月は印鑑登録申請、改印届、廃止届等についてご案内します。これは通常、人の財産の所有権移転や身分の証明等に関する手続きのとき必要です。日ごろから注意してたいせつに取り扱いましょう。

手続きは、本人自ら行なうのが原則ですが、本人自ら申請することができないときは代理人により申請することになります。なお、ゴム印、その他印影の変化しやすい印鑑や印影の大きさが二センチの正方形におさまらない印鑑や印影が同じ形のものを作り市販されている印鑑(三文判)などは登録できない場合があります。

◎印鑑登録申請

必要とするもの
一、印鑑登録申請書
二、登録する印鑑
三、委任状
(代理申請の場合)

◎印鑑証明

必要とするもの
一、登録印
二、印鑑証明交付申請書(役場備付)
三、委任状
(代理申請の場合)

◎改鑑届

必要とするもの
一、新・旧の印鑑
二、委任状
(代理申請の場合)

◎廃止届

必要とするもの
一、廃止する印鑑
二、届出用紙(役場備付)

◎委任状記載例

20 円の収入印紙

委任状

わたしは、住所、番地、氏名、を代理人として、次のことを委任します。

一、印鑑登録に関すること
二、印鑑証明・改印申請・通の交付申請ならびに受領に関すること
三、登録印鑑の改印に関すること

昭和 年 月 日

右 住所、氏名

あなたも参加しよう!!

十一月二十四日を中心に

狛江町文化祭

狛江第一小学校で

内容は作品展、活動発表、品評会など

活動内容の発表や、華道、手芸、人形、写真、書道、絵画、郷土資料の展示、映画会、パズル、模擬店、フオークダンス、農産物品評会などで、青

文化祭は、こうした団体のほか、町民の皆さんの参加も年々盛んになっており、こ

恒例の狛江町文化祭は、こ

としも社会教育関係の団体、農業協同組合などを中心に開

かれます。ことしは明治百年

にちなんで、参加各団体がそ

のあゆみをふり取り、その中

から今後の活動の活発化をは

かるうとの計画もあります。

内容は各団体のあゆみ展、

年サークルによる文化祭前夜

祭などが予定されています。

なお、十一月三日から五日

まで菊花大会も開かれます。

どうぞ、お誘い合わせのう

え多数ご参加ください。

皆さんの出品を歓迎

文化祭は、こうした団体のほか、町民の皆さんの参加も年々盛んになっており、こ

しも積極的参加をお待ちして

います。手工芸品、人形、生

花、書画、写真など、創作

品、所蔵品をご出品ください

本年は特に郷土史資料、民族

資料、文化財などの出品を飲

迎します。

出品ご希望のかたはグルー

プでも個人でもけっこうです

から教育委員会社会教育係へ

ご連絡ください。

近野 敏 先生

各回とも

時間 午前十時～十二時

場所 狛江町集会所

講 師 近野経営研究所長

展開する」

「わたくしたちの暮らしを

展望する」

講師 近野経営研究所長

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」

展開する」



大熊正雄氏決まる

教育長に

会第三回定例会において同意

を得、後藤國道氏が再任、阿

部進、大熊正雄氏があらたに

任命されました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

教育委員の任期満了（昭和

四十三年十月十六日）と欠員

にともなう選任は九月の町議

会第三回定例会において同意

を得、後藤國道氏が再任、阿

部進、大熊正雄氏があらたに

任命されました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。そして今後の町教育行

政を推進していくことになり

ました。

新教育委員の就任により十

月十八日に教育委員会が開催

された結果、教育長には大熊

正雄氏が任命され、教育委員

長に後藤國道氏が選任されま

した。

年末資金の手当に 町の小口事業資金

貸付制度のご利用を

小口事業資金貸付条例が制定されてから五年余を経過し町の小口事業者の利用が増加しています。特に本年から利息の補充が行なわれ、実質的には日歩二銭の低利で借り入れられます。(この利息は本年四月から以後に借り入れされたものに限る)ので好評で利用者もしだいに増加しています。

資金の使途 企業のため必

要とする運転資金および簡易改善資金

貸付限度額 五十万円

保証人 町内に引き続き二年以上居住、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主で、町議会議員の選挙権があり、前年度までの町税完納者で町税年額三千円以上の納税義務者でほかに保証していない者

信用保証 東京信用保証協

福祉年金の請求はお早めに

福祉年金制度が発足してから、ことしで九年になります。まだ福祉年金が受けられることを知らないお年寄りや身体障害者のかたも少なくありません。また、福祉年金のあらましは知っていても、所得による支給制限がいくらか、恩給や扶助料などの公的年金を受けている場合はどうなのかといったことが知られていないことが多いようです。

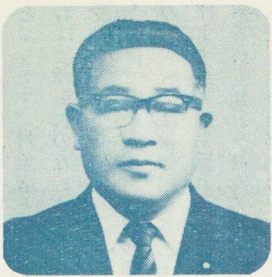
そこで、今回は福祉年金を受けられる権利のあるかた(受給者)をお知らせします。

一 老齢福祉年金

現在満七十歳以上のかたとこれから七十歳になるかたは七十歳になったときに受給権者になります。

二 障害福祉年金

自分で日常生活の用をするに十分な程度の障害の状態にある二十歳以上のかたと、二十歳未満で前に



町議会議員に
松坂鈴男氏

十月七日町議会第三回定例会最終日に正副議長の改選が

会の保証

利息 貸付利息は日歩二銭(年利七分三厘)

貸付期間 十八か月以内で貸付期間は三か月以内償還の方法 特定金融機関(農協・都民銀行)の定めてある日賦か月賦償還による

中小企業者に

国民金融公庫の資金を融資

国の施策の一つとして中小企業者に対する金融機関である国民金融公庫立川支店(立川市錦町一丁目九番十五号)では、十月から年末金融に

述べて状態にあるかたは、二十歳になったときに受給権者になります。

昭和三十六年四月一日以後に起きた障害によって受給権者となるのは次のかたに限りです。

(1) 明治四十四年四月一日以前に生まれたかた

(2) 明治四十四年四月二日以後に生まれたかたは、障害になる前に拠出年金制度に加入して、定められた保険料を納めていたか、その免除を受けていたか

次に支給制限については、一 受給権者本人の前年の所得が

所得額	受給額
456,000	0
583,500	1
644,250	2
710,000	3
777,500	4
845,000	5
912,500	6
980,000	7
1,047,500	8

行なわれました。

この改選は、小川利太郎前議長が病氣加療中で議長職を執ることが困難との理由により辞職願いが提出されたもの

通勤手当の

非課税限度額引上げ

これまで給与所得者に支給する通勤手当は一定限度が非課税となつていますが、昭和

利息 年八分二厘(日歩二銭二厘四毛)

保証人 一名

担保 二百万円以上の貸し付けのとき原則として必要

年末短期資金 限度額三百万円(ただし、他の貸し付けを受けているときは合わせて三百万円)

用途 年末特有の運転資金に限る(仕入れ、決済資金、従業員手当支払いのための資金等)

期間 六か月分または一時払い

その他は一般事業資金に同じ

取扱期間 締め切り十一月二

十五日です。その後の取り扱いには年内の融資は困難です。期間内でも締め切り間近では年末ギリギリとなりますから一日も早めに申し込んでください。

その他、恩給担保貸し付け環境衛生貸し付け、産業安全衛生施設等整備資金貸し付けの取り扱いもあります。詳しくは、国民金融公庫立川支店(〇四二五)二四一九一へお問い合わせください。

なお、受付窓口は、狛江町商工会(四八九)〇一七八で便宜取り扱います。

交通災害共済 見舞金第一号

七月一日から狛江町交通災害共済制度が始まりましたが、このほどこの制度が始まって初めての見舞金受給者がありました。

この事故は九月二十七日午後十一時三十三分ごろ、狛江町和泉の十九才になる青年が友人の運転する乗用車に同乗していたところ世田谷区新町の路上で、他の車と接触事故にあい双方の車が破損し、三週間の負傷をしたものです。

近年は、交通事故が増加の一途をたどっています。

七月一日以降、町内だけでも三十数件の事故が発生しており、町民のかたがたが不幸にして事故にあわれています。一日と激増する交通事故に備え、あなたも一日も早く交通災害共済制度に加入しましょう。

以上、福祉年金を受ける権利のあるかた、および所得制限についてお知らせしました。が裁定請求をしなければ年金は受けられません。請求をしない場合は時効により受給権がなくなることもありますので早めに請求するようにおすす

めします。

裁定請求に必要なものは、戸籍抄本、住民票の写しおよび印鑑、公的年金を受けているかたはその証書も持参してください。

詳しいことは、福祉課保険係までご相談ください。

☆タバコは町内で
買いましょう☆

町長への便り

これまで「町民の声を聞く会」「納税住民相談」を実施して、皆さんの当面している問題について相談してきましたが、十一月からは「町長への便り」をあらたに設けましたので企画室広報係までご投稿ください。

交通実態調査に ご協力ください

先月の広報でお知らせしました。九月から十一月にかけて大がかりな「交通実態調査」が現在行なわれています。調査の種類は、皆さんの家から訪問して聞きとり調査をする「家庭訪問調査」のほか、いままで三回行なったこの「営業車訪問調査」「スクリーンの調査」「どれくらい自分の自家用車を運転しているか」(多摩川方面)の調査、どこで、どんな走り、どの橋の上で、自動車の断面方をしていたか、という個々交通量を数える、等となつての自動車の動態調査でした。

今回は自動車だけでなく「人間の動き」そのものをとらえて住民基本台帳から抽出した二つの都市計画に役立てようとい

この調査は、東京都をはじめ、住居基本台帳から抽出した二つの都市計画に役立てようとい

この調査の資料は、外部に漏らしたり不正に使用することはありませんので、ありのめ神奈川、埼玉、千葉の三県、ままにお答えくださるようお願い、建設省が協力して行ない、願います。

選挙管理委員の異動

十月六日選挙管理委員、平 立八七四番地、富永佳二氏が井忠次郎氏の死去により小足 委員に就任されました。

税の出張収納

次の表のとおり国民健康保険税第七期分の出張収納を行ないます。

役場に遠い地区のかたはご利用ください。

月日	時間	場所	区域
十一月二日	自前九時三十分 至前十一時	和泉	上和泉
十一月二日	自前十一時 至前十二時	名古屋本店前	上和泉
十一月二日	自前十二時 至前二時三十分	小足立 寺西菓子店前	上小足立
十一月二日	自後二時三十分 至後四時	覚東 千手院前	覚東
十一月二日	自前九時三十分 至前十二時	覚東 天理教会前	覚東
十一月二日	自後十二時 至後三時三十分	岩戸 慶戸寺	岩戸
十一月二日	自前九時三十分 至前十一時三十分	岩戸 明靜院前	岩戸
十一月二日	自後三時三十分 至後五時	駿井 消防詰所前	南部地区
十一月三日	自前九時三十分 至前十一時三十分	猪方 谷田部米店猪方販売所	猪方
十一月三日	自後三時 至後五時	和泉 玉泉寺前	南部地区
十一月三日	自後五時 至後七時	下和泉	下和泉

予防接種は 必ず受けましょう

今月行なう予防接種は次のとおりです。対象者と未了者は接種漏れのないよう必ず受けてください。

☆法律で定められた予防接種の対象者には通知書をさし上げますが、通知漏れのかたがあるかも知れませんので、心あたりのかたがありましたらお誘い合わせのうえおいでください。



生ワクチン
町で服用できなかったかたは、府中保健所で受けられます。

日時 十一月八日(金)
午後一時三十分～三時まで
料金 一回七十円

11														月	
25	22	21	20	19	18	16	15	14	13	5	4	2	1	日	
月	金	木	水	火	月	土	金	木	水	火	月	土	金	曜	
ジフテリア 第三期 第四期					百日せき 混合 ジフテリア 第一期三回					生ワクチン					種別
狛江第一小学校	狛江第二小学校	狛江第三小学校	狛江第四小学校	狛江第五小学校	狛江町集会所	狛江第二小学校	狛江第三小学校	狛江第四小学校	狛江第五小学校	狛江町集会所	狛江第二小学校	狛江第三小学校	狛江第四小学校	会場	
午後二時四十分					午後二時四十分					午後一時三十分					時間
第四期 昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日までの出生者 小学六年生のみ					第一期 昭和四十三年一月一日から昭和四十三年六月三十日までの出生者と第一期未終了者					一回目 二回目 昭和四十二年八月一日から昭和四十三年一月三十一日までの出生者					対象者